

古商工発第38号
令和4年4月14日

各位

古河市商工会
会長 峰 英雄
古河市商工会建設業部会
部会長 大山 春夫
<公印省略>

「自由研削といしの取替え等の業務特別教育」開催について
(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力をいただき、労働安全衛生法第59条3項の規定に基づく標記講習会を実施いたします。

労働安全衛生法により、「研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に労働者を就かせるには、当該業務に関する特別教育（学科及び実技）を行わなければならない」とされておりますので、この機会をぜひご活用いただきたくご案内申し上げます。

記

1. 受講資格

満18才以上の方（受講日現在）

2. 開催日及び会場

開催日	令和4年6月13日（月）
会場	古河市商工会三和事務所（茨城県古河市仁連 2053-1）

3. 講習科目及び時間割

	科 目	講習時間
学 科	オリエンテーション	(10分)
	自由研削盤、自由研削といし、取付具等に関する知識	(2時間)
	自由研削といしの取付及び試運転に関する知識	(1時間)
	関係法令	(1時間)
実 技	自由研削といしの取付け方法及び試運転の方法	(2時間)
	修了証交付（修了予定16:00頃）	(合計 6時間)

※開始時間は8:30からですが、8:20までには受付を済ませて下さい。

4. 受講料 7,200円（テキストは当日貸し出します。）※税込

5. 定 員 40名（受講希望者が定員になり次第締め切ります。なお、10名に満たない場合は、中止になることがありますのでご了承ください。）

6. 受講申込み方法

下記①～③をご準備いただき、古河市商工会総和事務所／三和事務所までお申し込みください。

- ① 受講料（商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード）URL：<http://www.kogasyo.or.jp/>
- ② 受講申込書（写真貼付・押印したもの）
- ③ 証明写真計1枚（申込書に貼付）

〔証明写真〕サイズ 縦3.0cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの

<講習会当日、会場へ持参するもの>

- ・筆記用具（鉛筆・消しゴム）
- ・本人確認書類の写し
運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート
※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

7. 注意事項

- ・日本語のテキストに沿った講義を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真の貼付けは、両面テープを推進します。

8. 修了証の交付

全科目修了者には「自由研削といし取替え等の業務特別教育」修了証を即日交付します。

9. お問い合わせ先

古河市商工会総和事務所 担当：森田

〒306-0204 茨城県古河市下大野 2209-9 TEL 0280-92-4500

（注）収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

10. その他

- ① 当日実技もありますので、長袖作業服、又は動きやすい服装で受講して下さい。
- ② テキストは受付会場でお渡しします。
- ③ 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- ④ 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- ⑤ 昼食は各自ご用意して下さい。
- ⑥ 講習中はスマートフォン・携帯電話の使用は出来ません。電源を切るかマナーモードにして下さい。
- ⑦ 新型コロナウイルスの予防、感染拡大防止の為手洗い消毒及びマスクの着用をお願いします。

11. 人材開発支援助成金

本講習は、雇用保険に加入する中小事業主が、その雇用する建設労働者（雇用保険の被保険者に限る）に有給で本講習会を受講させた場合に助成金の対象となります。

講習終了後2ヶ月以内に支給申請手続きを「茨城労働局職業対策課 建設分野の助成金担当」

（029-224-6219）まで行って下さい。

以上